

第二十一回 参議院商工委員会議録第十八号

(一九八)

昭和三十四年三月十二日(木曜日)午後
四時五十九分開会

委員の異動

本日委員小澤久太郎君、森田豊壽君及び佐野廣君辞任につき、その補欠として苦米地義三君、後藤義隆君及び谷口弥三郎君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

理事

島 島 清君 正吉君
上原 小幡 治和君

委員

國務大臣	通商産業大臣	政府委員
堀本 宜實君	栗山 良夫君	高橋 達之助君
谷口 英二郎君	栗山 良夫君	高橋 進太郎君
堀木 万平君	高橋 義隆君	高橋 衆衛君
栗山 良夫君	高橋 進太郎君	高橋 雅幸君
小出 栄一君	高橋 達之助君	伊藤 繁樹君
井上 尚一君		小田橋貞寿君
特許庁総務部長		
事務局側		
専門委員		
会議に付した案件		

○特許法施行法案(内閣提出)
○実用新案法法案(内閣提出)
○意匠法法案(内閣提出)
○憲法施行法案(内閣提出)
(内閣提出)
○商標法法案(内閣提出)
○商標法施行法案(内閣提出)
○特許法等の施行に伴う関係法令の整
理に関する法律案(内閣提出)
○参考人の出席要求に関する件

○理事(島清君) これより商工委員会
を開会いたします。
まず、委員の変更について御報告いた
します。
本日、森田豊壽君が辞任され、後藤
義隆君が選任されました。

○理事(島清君) 特許法案外九件を一
括して議題といたします。前回に引続
いて質疑を行います。

○理事(栗山良夫君) ちょっとと政府に伺いま
すが、特許法案の第七十一条に今度制
度が変りまして、解釈を決定するとい
うのか、解釈を下すというのですか、そ
ういうことになつておりますが、ただ
これだけでは運用がうまくできないと
私は思うのです。従つてこの法案がか
りに議決成立いたしましたときには、
政府は解釈に関するところの事務上の
手続き、それはどういう工合に進めら
れるか、この点を明らかにいたしてお
きたいと思います。

○特許法案(内閣提出)
本日の会議に付した案件

○政府委員(井上尚一君) 解釈を行
まするにつきましての必要な手続き
は、政令でこれを定めるということに
なるわけでございますが、その内容に
つきましては、大体現在次のように考
えている次第でございます。事項とし
て申しますれば、まず請求の方式、そ
れから審判官の除斥、忌避の問題、そ
れから審理の方式、それから証拠調
べ、審理の終結というようなことにな
るわけでございますが、請求の方式に
つきましては、「特許審明の技術的範囲
について解釈を求める者は、解釈請求
書及び必要な説明書図面等を特許庁長
官に提出しなければならない。」とい
うような規定をまず設ける必要があろう
と存じます。

次に、審判官の除斥、忌避に関しま
しては、「特許法第七十一条第二項の規定
により特許庁長官が指定した審判官
が次の各号の一に該当するときは、請
求人又は被請求人は、特許庁長官に除
斥の申立をすることができる。」とい
うようにしまして、次にその該当する場
合を列挙するわけですが、こ
の内容は、大体審判官の除斥に関しま
して、規定が設けられておりまする現
在の特許法中の事項に準ずるわけがござ
ります。すなはち百三十九条に列举
されています。すなはち「特許法長官
が該當する」というふうな規定を設ける必
要があろうかと思ひます。

○栗山良夫君 それから証拠調べに關しましては、
「審理に關しては、当事者の申立てによ
り又は職権で、証拠調査をすることがで
きる。」という趣旨の規定を設ける必
要があろうかと思ひます。

○栗山良夫君 それから証拠調べに關しましては、

「審理に關しては、当事者の申立てによ
り又は職権で、証拠調査をすることがで
きる。」という趣旨の規定を設ける必
要があろうかと思ひます。

○栗山良夫君 それから「特許法長官が該當する」とい
うふうな規定を設けることを一應考慮してお
ります。

○栗山良夫君 審理の終結に關しましては、「審理官は、審
査官は、審査審判官選考審査会

(以下「審査会」という)が行う予備
選考に合格した者であつて、当該選考
に合格した後3年以上審査の事務の補

助を行い、且つ、工業所有権研修所の
所定の研修課程を修了した者の中から
これを任命するものとする。」次にこの

予備選考に關しましては、「審査会の予
備選考は、次の各号の一に該当する者

についてこれを行うものとする。」1、
2、などございまして、1で「特許庁にお
いて工業所有権法関係の事務に從事し
た期間が通算して2年以上になる者」、
2といたしまして、「國の試験研究機関

において、科学技術に關する試験研究又
はこれに類する業務に從事した期間が
通算して3年以上になる者」で、この

令で定めらるべきであるという修正案
を提出いたしたいと思つております。
で、もし私が今考えておるこの修正案
が可決になりましたときには、政府は
それに基いて政令を定められなければ
ならないわけあります。そこで、政令を定められ
なければならないが、大体ど
ういうような内容でこれを実行せられ
られるものと認めるときは、当該審判官
の指定を解いて他の審判官をもつてこ
れを補充しなければならない。」とい
う規定を設けたいと考えます。

次に、審理の方式に関しましては、
「審判官は、解釈の求があつたとき

は、請求書の副本を被請求人に送達
し、相当の期間を指定して、答弁書を

提出する機会を与えなければならな
い。」それから「審理は書面審理によ
り行う。」のを原則といたしますけれど

も、「ただし、当事者の申立てにより又
は職権で、口頭審理により行うことが
できる。」という趣旨の規定を設ける必
要があろうかと思ひます。

○栗山良夫君 それから「審理は書面審理によ
り行う。」のを原則といたしますけれど

も、「ただし、当事者の申立てにより又
は職権で、口頭審理により行うことが
できる。」という趣旨の規定を設ける必
要があろうかと思ひます。

○栗山

場合において、1と2を両方経験する
ようなことに該当する者がございまし
た場合には、一定の率でもってこれを
通算するというような規定があるい
は必要であろうかと考えております。

次に、審議官につきましては、「次の各号の一に該当する者についてこれを任命するものとする。」こういたしまして、1、2、3というようなことになりますが、1といたしまるわけでございますが、1といたしまる

して、「3年以上審査官の職に在り、工業所有権修習所の所定の研修課程を修了した者であつて審査会の選考を経たもの」、これは先ほど申しました審査審判官選考審査会、この審査会の意味でござります。それから2といたしまして、「職務の等級が3等級以上であり、且つ、特許庁において工業所有権法関係の事務に従事した期間が通算して3年以上になる者であつて審査会の選考を経たもの」、それから3といたしまして、「3年以上弁理士の職に在る者であつて審査会の選考を経たもの」、これは民間の弁理士から特許庁の審判官へ登用になるというような場合もあるうことを予想しまして一応そういうようなことを規定として考えておる次第でございますが、もつとも、以上は大体現在一応考えておりまする試案というような程度で御了承願いたいと存じます。

に、「特許庁に審査官については、第五十三条の資格は、政令で定める。」と、「特許庁長官は、審査官をして特許出願を審査せしめる。」三項として、「審査官の資格は、政令で定める。」と、「こういう工合になつております。ところが国會へ提出されております原案は、「特許庁長官は、審査官に特許出願及び異議の申立を審査させなければならぬ。」、こういう工合に非常に簡略化されしております。で、どうしてこういう工合に簡略化されたかということについて御説明を一応願つておきたいと思います。なぜかと申しますと、審査官については、除外というような重要な資格制限を付することになつておりますが、これがためには、職務の独立というものと表裏一体の関係にありますので、やはり少くとも第三読会のときまでに、こういうような条文を設けて、そして職務の独立性といふものを保証しておいた方がよいのではないかと考えるのであります。職務の独立性につきましては、原案には何らそういう意味の内容が見当らないのであります。しかし、若干われわれとしては特許庁の考え方られておることがよくわからないのであります。司法関係の法律はもろんでありますから、行政庁の関係である海難審判法等についても、職務の独立性といふものが完全に保証される規定がござります。従つてどうしてこういう工合になつたのか、こういう点を明らかにされておきたいと思います。

は、それはむしろ設置法に置くべきではないかとというような意見が出てくるわけでござりまするが、実はこの審査官、審判官につきましては、従来そういう制度はもちらん確立しておるわけでござりますので、この際特にこの実体法としましての特許法中にそういう規定を設ける必要はないのではないか。もし設けるとするならば、通産省設置法に設けるといふことが考えられるのではないかと、いうことで、われわれとしても検討を加えたわけでございますが、一応従来も既定の事実としてきまつた制度になつてはいるわけでござりますので、今回特許法中にこれを設けることをやめたわけでございます。なお、この何々を置くということと、必ずしも審査官、特に審判官の独立性というものは結びつかないわけでございまして、審判官の独立性という問題につきましては、きのうの委員会でもある御説明申しましたように、当然職務の独立性を前提として運用して参りましたし、また関係者全部がその認識をもつて運用をして参つてきている次第でござりますので、この際の問題としましては、特に審査官、審判官の資格につきまして、政令でこれを規定するという項だけ加えるという程度で十分ではないか、かのように考えた次第でござります。

○政府委員(井上尚一君) 御質問の点でございますが現行の特許法第七十条におきましては、特許出願があった場合には審査官をしてこれを審査させるということになつてゐるわけでございまして、今度の新法案の四十七条の規定の方が、むしろ今の御指摘の問題について申しますれば、強くなつていいのではないか、言いかえれば、審査官に特許出願及び異議の申立てを審査させなければならぬ、審査官以外の者に対するのはない、審査官を命ずることがでない、そうしてまた同時に審査官には審査をやらせなければならないといふ、その消極積極両面から申しまして、かえて今度の改正案の方が、審査官に関しましては、ことに職務といふものが強く表現されている、かよううに入ることに御異議ございませんか。

○栗山良夫君 私の質問はこれで終りました。

○理事(島清君) 他に御質疑はございませんか。——ないようでござりまするから、これをもつて特許法案外九件に対する質疑を終局し、直ちに討論に入ることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○理事(島清君) 御異議ないと認め、これより特許法案外九件を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否論に入ります。

す。しかし、科学技術の向上といふうな非常に困難な問題、すぐには効果を期待することのできないような問題につきましては、口では申しますが、なかなかその実現が思うようには期待されないのであります。特に私がまだいま心から離れないのは、ほんとうの意味の科学技術の向上を期待しようと思ひますならば、わが国の科学技術上におきます一番大きな欠陥である外国の模倣から、わが国の独創へ、どうして発展をさしていくかというところであろうと思ひます。模倣から独創へ、これが科学技術の向上を進めていく大きなポイントでなければならぬと思うのであります。そういう意味におきまして、新規なアイディアをもつて発明をして、しかもその発明が世界的なレベルをどんどん追い越していく、こういう域に達したときに、初めてわが国の産業の発展というものの明るい将来を見ることができると思ひます。しかもこういう困難な仕事は、政府の各機関が強力な研究と行政指導をせられなければなりませんが、その政府の各機関の中でも非常に大きな責任を持っておいでになりますのは、やはり通産大臣であり、特許庁の長官であり、特許庁の行政機関であると私は思ひます。そこで今度の法案が案件となって審議されるようになりますてから、私は私の審議する力の相当部分をさいて、こういう問題についての政府の所信をただして参りました。で、半ば抽象的な答弁もございましたが、一応私の意見には政府は賛意を表されたのでありますて、今後それをどういう工夫に具体化することに努められ、そして実行

に移されていくかということについて、注目をしていきたいと思っております。特にそういう見方からいたしまして、少し目を狭めて特許庁を中心にして考えて、いきますといふと、何と申しましても、ただいまの特許庁は、一日に申しますと、きわめて貧弱じゃないか。従つてこの特許庁の仕事のやり方その他が国民から相当なりますから、批判的になつておりますから、これを一刻も早く払拭し得るような努力をせらるべきことが、必要である。しかも、そういうことについて無計画であつてはなりませんが、私どもはこの法案を審議して、特許庁からいろいろ事情を聞きますと、どうもその計画性らしいものがあつても、きわめてみみちい規模である。そういうことで、国民の要望にこたえ得られない、こういうふうに結論せざるを得ない印象を受けたのであります。この点は雄大な構想で計画を立てられ、そして特許庁の行政力というものを強化される、こういう工合に全効力をあげられたいと思うのであります。細部につきましては質疑の過程を通じていろいろ述べましたので、いろいろ点を十分くみ取つて善処されたいと思うのであります。

おりますが、一番問題は、出願料その他の諸料金の倍額引き上げの問題であります。私どもとしましては、料金の引き上げは断じて行うべきでないという基本方針をとりたいと思っているのであります。特に特許におきましては、その予算を見るに依り、歳出と歳入とがほとんど完全にペイをしており、現業でないところの行政機関において、こういう例をわれわれは知らないのであります。にもかかわらず、今度倍額の料金の引き上げを行ふといふことは、國民の側から見れば、非常に理解に苦しむところでありまして、わが党ももちろんそういう考え方であります。しかしながら、本法案の審議を通じまして、私どもが強力に主張をいたしました特許の行政力の強化に、この金に見合ふものを積極的に投入していく用意があるということが明らかにせられましたので、われわれはいたしましてもそういう意味であるならば、一番最後に申しましたところの目的を遂行する一助になるというので、大へん不本意ではあります。賛成の立場をとる、こういうことに決意いたしておるのであります。この点はよく大臣において理解をせられ、そしてその約束が、決して、から約束でなかつた、こういうことにせられるようになります。これは、今後われわれは、嚴重に通産省なり特許庁の進めていかれることについて関心を持つて注目をしていきたいと思っております。

努力を要するようあります。従いまして、こういう点についても、よく行政執行の重要な一部面として取り上げて、そして国民の発明意欲を増進させながら、その質的な向上に努力をせらるるよう願いたいと思います。

大体そういう意見を私は持っております。従いまして、それに基いて若手法律案の内部を修正いたしたいと思ひます。まして、修正案を用意いたしましたので、これから提案をいたしたいと思ひます。

まず、修正案の説明を申し上げます。

特許法等に対する修正案をいたしました十法案のうち、実用新案法案、意匠法案においては、権利を付与する処分として「許可」という言葉を使つております。これに伴つて「許可料」等「許可実用新案」等「許可」のついた言葉が使われておりますが、「許可」という言葉は、通常、一般的の禁止を規定の場合に解除するという意味で使われるものであつて、実用新案法案におけるような用法は妥当ではありません。長年使用してきた「登録」の言葉をここで改める必要はないと思ふのであります。以上のようない理由により、「許可」を「登録」に改め、商標法案と同様にしたのであります。

第二は、審査官。審判官の職務の重要性にかんがみまして、その資格を法令で定めることとして、審査官、審判官の資質の向上を期すとともに、審査及び審判の迅速をはからうとするものであります。

第三は、特許権、実用新案の技術的範囲、許可意匠及びこれに類似する意匠の範囲または商標権の効力の範囲について、こういう点についても、よく行政執行の重要な一部面として取り上げて、そして国民の発明意欲を増進させながら、その質的な向上に努力をせらるるよう願いたいと思ひます。

について特許庁に対し「解釈を求める」とができる」とされているのを「判定を求める」ことができる」と改め、その審査官の人数「三名以下」を「三名」に改めるとともに、その手続は政令で明確にすることとして手続を慎重ならしめ、特許庁のなす判断に権威を持たせようとするものであります。

また、特許法案、実用新案、意匠法案において、特許権者、実用新案権者または意匠権者またはこれらの権利の専用実施権者は自己の特許権、実用新案権または意匠権が他人のこれら特許権等を利用し、または意匠権と抵触するものであるときは、特許権者等は自己の権利を当然には実施できませんが、他人の特許権等についての通常実施権の許諾を得られた場合には、これを実施することができますとされているのであります。この場合に、特許権者等は、特許庁長官の許可を受けて、その他人に対する、許諾について協議を求められるが、協議が成立しないとき、または協議をすることができないときは、特許権者等は特許庁長官の裁定を求められることになります。

第四の修正点は、通常実施権の設定がその他の人の利益を不當に害するようなときは、通常実施権を設定すべき旨の裁定をすることができないこととして、その他人すなわち利用されまたは抵触する関係にある特許権者等の利益を保護しようとするものであります。

第五は、商標法案において商標登録を受けられないもののうちから、現在法律上の根拠がない効力章を削ることに修正案を提出いたしますので、こ

www.IBM.com

次に、特許法案、実用新案法案、实用新案法施行法案、意匠法施行法案、意匠法施行法案、商標法施行法案、特許法等の一部を改正する法律案を一括して採決することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(島満君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。特許法案、実用新案法施行法案、意匠法施行法案は、

整理に関する法律案、以上六法律の修正部分を除く原案及び特許法施行法案、意匠法施行法案、商標法施行法案、特許法等の一部を改正する法律案を一括して採決することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(島満君) 全会一致と認めます。よって特許法案、実用新案法施行法案及び特許法等の施行に伴う関係法律案を一括して問題に供します。

右の各法律に賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

たします。小幡君提出の付帯決議案を、本委員会の決議とともに賛成の方の举手を願います。

〔賛成者举手〕

○理事(島満君) 全会一致と認めます。よって小幡君提出の付帯決議案は、本委員会の決議とすることに決定いたしました。

〔賛成者举手〕

高崎通産大臣より発言を求められておりました。この際発言を許します。

○國務大臣(高橋達之助君) 今回提出いたしました特許法案外九件につきましては、述々非常に御熱心に御審議を願いまして、本日ここにこの修正案を付して御議決願いましたことは、まさにありがとうございます。この修正案につきましてははごもっともの点と存じまして、この改正につきましては実行に移したいと思います。特に今回この特許料金を値上げさせていただくということにつきましては、これは現在の状態といたしまして、歳入に対して歳出が伴なつていいということは適正でないと存じまして、この点につきましては、特許行政の改善刷新をはかり、異常なる停滞件数の解消だとか、事務の能率向上のための事務の処理の停滯等のないよう今後努め、それがために必要な人員の増加だとか、事務の能率向上のための施設の改善等について努力いたしたいと存じます。まことにどうもありがとうございました。

○理事(島満君) 次に、参考人の出席要請についてお詫びいたします。軽機械の輸出の振興に関する法律案の審査により輸出価格の協定ばかりでなく

のため、参考人の出席を求めるいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○理事(島満君) 御異議ないと認めます。本日は、これをもって散会いたしました。

午後六時一分散会

三月十一日本委員会に左の案件を付託されました。

一、輸出入取引の一部を改正する法律案反対に関する請願(第一一二三号)

○号)(第二一五七号)(第一一九一号)

一、小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願(第一一五六号)

正等に関する請願(第一一五五号)(第一一七五号)(第一一七六号)

二、百貨店法の一部改正に関する請願(第二一九〇号)(第二一八〇号)

(第二二一七五号)

一、中華人民共和国輸入促進に関する請願(第二二三三号)

二、中国産生漆輸入促進に関する請願(第二二一九〇号)(第二一八〇号)

二日受理

紹介議員 阿部 竹松君

内閣政懶外二名

第一一五七号 昭和三十四年二月

二十七日受理

紹介議員 阿部 竹松君

内閣政懶外二名

第一一五六号 昭和三十四年二月

二十七日受理

わが国の漆工業は、二千年的歴史を有し、一般国民生活の上にもきわめて密接な関係があり、また、近年その使用範囲も、機械、織物、楽器、写真機器等の多方面にまで拡大されて、輸出用機械器具にても必要不可欠のものとなつてゐるが、この漆業界は、中国からの生漆の輸入に依存しているため、今般の日中貿易の全面停止による生漆輸入の途絶は、伝統ある漆工業の壊滅はもとより、全国三十万人の関係業者及びその家族の生活問題にまで発展するおそれがあるから、すみやかに中国産生漆の輸入を促進せられたいと請願。

昭和三十四年三月十七日印刷

昭和三十四年三月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局